

1. 件名：福島第一原子力発電所における環境線量低減対策に係る面談

2. 日時：令和2年8月26日（水）10：00～11：05

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

宇野課長補佐、長崎技術参与

東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）

福島第一廃炉推進カンパニー 担当3名

5. 要旨：

- 東京電力ホールディングス株式会社より、福島第一原子力発電所における環境線量低減対策について、資料に基づき主に以下の報告があった。
 - タービン建屋東側における地下水濃度について
 - ✓ 降雨の影響により一時的な変動があるものの、横ばい傾向であること。
 - ✓ No.2-3の全ベータは、7月30日に50,000Bq/Lまで跳ね上がったが、再び29,000Bq/L前後まで低下したこと。
 - 原子炉建屋からの追加的放出量の評価結果について
 - ✓ 放出による被ばく線量は、年間0.05μSv未満であり、年間30μSvと比べ十分小さく、先月の結果と比較しても大きな変化がないこと。
 - 原子炉建屋二重扉（南北）の開口面積変更について
 - ✓ 原子炉建屋二重扉（南北）に防水扉を設置したため、建屋漏えい率の計算に用いる開口面積を変更したこと。
 - 公表データ（トリチウム分析結果）の誤りについて
 - ✓ トリチウムの分析装置で選択する分析条件に誤りがあることを確認したことから、公表資料のトリチウム分析結果を訂正した。
 - ✓ 対策として、分析装置毎の分析条件を掲示するとともに、分析時の分析条件選択及び分析後の分析条件の確認を作業手順へ反映する。
 - ✓ さらに、分析装置毎に異なっている分析条件を統一するとともに、分析条件に誤りがある場合は分析結果が算出されないよう設定する。
- 原子力規制庁は、上記の内容を確認した。また、本件とは別に以下の事項に関する対応を求めた。
 - 8月18日に発生した3号機タービン建屋屋上における顔面汚染事象について、別途説明すること。
 - モニタリングポストのデータ伝送多様化の検討状況について、別途説明すること。
 - 眼の水晶体の等価線量の管理方法について、平成31年4月25日に説明を受けているが、改めて現状を説明すること。

6. その他

資料：

- 環境線量低減対策スケジュール
- タービン建屋東側における地下水及び海水中の放射性物質濃度の状況について
- 1～4号機原子炉建屋からの追加的放出量の評価結果（2020年7月）
- 別紙 1～4号機原子炉建屋からの追加的放出量評価結果 2020年7月評価分（詳細データ）
- 原子炉建屋二重扉（南北）の開口面積変更について
- 福島第一原子力発電所 1号機原子炉格納容器ガス管理システムの気体のサンプリング結果他
- 公表データ(トリチウム分析結果)の誤りについて